

## うちなー健康経営宣言

第 1863 号 令 和 6 年 10 月 1 日登録 令 和 年 月 日更新

## 代表者メッセージ

弊社は、地元で"健康経営"を目指す企業様に対する健康経営サポート事業を展開しております。弊社経営理念である「地域の健康と経済の発展に貢献する」に基づき、社員ならびに地域の皆様のプレゼンティズム(労働損失)を回避する為の取り組みを実践し、身体と心のウェルビーングを目標に活動して参ります。

## 取組事項

- 1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
- 2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
- 3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
- 5. 従業員の家族の健診受診を奨励する
- 6. 健康増進に関する数値目標を設定する

<数値目標:従業員の90%がBMI25未満を満たす>

- 7. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
- 8. 食生活の改善に取り組む
- 9. 運動機会の増進に取り組む
- 10. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む
- 11. 適正飲酒対策に取り組む
- 12. 血圧管理に取り組む
- 13. 感染症予防に取り組む
- 14. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
- 15. メンタルヘルス対策に取り組む
- 16. 治療と仕事の両立支援に取り組む
- 17. その他
- ・年に1回のワークエンゲージメント調査を実施する